「宇部市こども計画」（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）の実績報告について

《経緯》

本市では、子ども・子育て支援法第61条第１項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、平成27年３月に「第１期宇部市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度～平成31年度）を、令和２年３月に「子育てプラン・うべ（第２期宇部市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和２年度～令和６年度）を策定し、幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援事業の充実に取り組んできました。

《宇部市こども計画の策定の趣旨と計画の位置付け》

こうした中、近年の社会潮流や本市のこどもを取り巻く現状、第２期計画の進捗状況を確認・検証し、本市の未来を担う全てのこどもたちが、将来に夢を持ち健やかに育つことができるとともに、安心してこどもを生み育てることができる環境づくりを推進するため、令和７年３月に「宇部市こども計画」（計画期間：令和７年度～令和11年度）を策定しました。

本計画の第３部「量の見込みと確保方策」において、令和７年度からの５年間を１期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を定めています。

《計画の進捗状況》

このたび、令和７年度における教育・保育の提供状況及び地域子ども・子育て支援事業の実施状況について、次のとおり報告します。

【参考】子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条　市町村は、基本指針に即して、５年を１期とする教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

1　教育・保育の量の見込みと確保方策

【量を見込む区分】

認定区分	対象者	利用先
１号認定	３歳以上で教育を希望していること	幼稚園 認定こども園
２号認定	３歳以上で、「保育の必要な事由」に該当するが、幼稚園の利用を希望すること（２号（教育を希望）と表記）	幼稚園 認定こども園
	３歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望していること	保育所 認定こども園
３号認定	３歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望していること	保育所 認定こども園 地域型保育事業

（１）令和７年度（計画・実績）

（単位：人）

		計画					実績				
		１号	２号		３号		１号	２号		３号	
			教育を希望	左記以外	０歳	１・２歳		教育を希望	左記以外	０歳	１・２歳
量の見込み（Ａ）		1,015	657	1,369	330	952	1,517		1,545	313	1,031
特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	1,020		1,531	276	888	1,115		1,543	265	867
確認を受けない幼稚園		1,475		0	0	0	1,295		0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育 家庭的保育 居住訪問型保育 事業所内保育等	0		0	29	84	0		0	29	84
企業主導型保育事業		0		16	14	45	0		16	14	45
確保量合計（Ｂ）		2,495		1,547	319	1,017	2,410		1,559	308	996
過不足（Ｂ）－（Ａ）		823		178	▲11	65	893		14	▲5	▲35

評価	１号と２号の幼児教育に対する提供体制は、確保量（2,410人）に比べて令和７年度実績（1,517人）は62.9%に留まり、充足している状況である。 一方、保育の提供体制に関して、２号の幼児教育以外の確保量（1,559人）に対する令和７年度実績（1,545人）は99.1%と充足していたが、３号においては確保量（1,304人）に対する実績（1,344人）が103.1%と若干の不足が生じている。 保育士の配置や面積が確保されている施設に対して弾力的な入所を実施したが、令和７年度は待機児童が４人発生した。 ※令和７年度までに新制度へ移行した幼稚園及び認定こども園は10園、地域型保育事業所は小規模保育施設が６か所

（２）令和８年度以降（計画）

（単位：人）

			令和８年度					令和９年度				
			１号	２号		３号		１号	２号		３号	
				教育を希望	左記以外	０歳	１・２歳		教育を希望	左記以外	０歳	１・２歳
量の見込み（Ａ）			994	644	1,353	324	955	962	623	1,317	316	964
	特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園		1,020	1,531	276	888		1,020	1,531	276	888
	確認を受けない幼稚園			1,475	0	0	0		1,475	0	0	0
	特定地域型保育事業	小規模保育 家庭的保育 居住訪問型保育 事業所内保育等		0	0	29	84		0	0	29	84
	企業主導型保育事業			0	16	14	45		0	16	14	45
確保量合計（Ｂ）				2,495	1,547	319	1,017		2,495	1,547	319	1,017
過不足（Ｂ）－（Ａ）				857	194	▲5	62		910	230	3	53

（単位：人）

			令和10年度					令和11年度				
			１号	２号		３号		１号	２号		３号	
				教育を希望	左記以外	０歳	１・２歳		教育を希望	左記以外	０歳	１・２歳
量の見込み（Ａ）			935	606	1,287	310	967	911	591	1,270	303	969
	特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園		1,020	1,531	276	888		1,020	1,531	276	888
	確認を受けない幼稚園			1,475	0	0	0		1,475	0	0	0
	特定地域型保育事業	小規模保育 家庭的保育 居住訪問型保育 事業所内保育等		0	0	29	84		0	0	29	84
	企業主導型保育事業			0	16	14	45		0	16	14	45
確保量合計（Ｂ）				2,495	1,547	319	1,017		2,495	1,547	319	1,017
過不足（Ｂ）－（Ａ）				954	260	9	50		993	277	16	48

2　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

（1）利用者支援事業（保育コンシェルジュ、こども家庭センター）

【概要】

地域の子ども・子育て支援について、こどもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業。

（単位：か所）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		2	2	2	2	2
確保方策		2	2	2	2	2
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
実績		2	－	－	－	－

評価	《特定型》 保育に対する相談や保育士等の就労に関する相談事業について、前年度比106%の支援を提供できた。 （令和７年度相談件数：4,221件、令和６年度相談件数：3,985件） 《こども家庭センター型》 令和６年４月にうべこども家庭センターUbeハピを開設し、妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口として、多機関と連携し支援している。

（2）時間外保育事業（延長保育事業）

【概要】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。

市内認可保育所等で、概ね１歳児以上の在園児を対象に実施しており、月極利用やスポット利用などの種別がある。

（単位：人）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		684	668	653	636	622
確保方策	月間人数	684	668	653	636	622
	実施か所数	22	22	22	22	22
実績	月間人数	698	－	－	－	－
	実施か所数	23	－	－	－	－

評価	見込みに対して102%の利用実績となったが、保育を必要とする児童に延長保育事業を提供できた。

（３）放課後児童健全育成事業（地域学童保育事業）

【概要】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。

（単位：人）

			令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み			2,876	2,874	2,827	2,776	2,694
	低学年		1,933	1,853	1,816	1,747	1,708
	高学年		943	1,021	1,011	1,029	986
確保方策	実人数		2,876	2,874	2,827	2,776	2,694
	実施か所数		30	30	30	30	30
実績	実人数		2,878	－	－	－	－
		低学年	1,924	－	－	－	－
		高学年	954	－	－	－	－
	実施か所数		30	－	－	－	－

評価	全体では、見込みに対して100%の利用実績となった。 内訳として、低学年は99%、高学年は101%と、高学年において見込みをやや上回る利用実績となったが、弾力的な運用により希望する全ての児童に学童保育を提供できた。

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

【概要】

家庭におけるこどもの養育が様々な事情で困難となった場合に宿泊を伴って一時的にこどもを預かるショートステイ事業と、家族の残業等で保護者の帰宅が夜間にわたり、一時的にこどもの保育ができない場合に夕方から夜まで預かるトワイライトステイ事業がある。

①　ショートステイ

（単位：人日）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		228	221	215	208	201
確保方策	延べ人数	228	221	215	208	201
	実施か所数	7	7	7	7	7
実績	延べ人数	166	－	－	－	－
	実施か所数	4	－	－	－	－

② トワイライトステイ

（単位：人日）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		89	86	84	81	78
確保方策	延べ人数	89	86	84	81	78
	実施か所数	2	2	2	2	2
実績	延べ人数	38	－	－	－	－
	実施か所数	5	－	－	－	－

評価	ショートステイは、４施設と里親で実施した。見込みに対して73%の利用実績となっている。 トワイライトステイは、５施設で実施した。利用実績は、見込みを下回る43%に留まっているが、平日の夜間や休日に不在となる場合のニーズに合った支援につながっている。

（５）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【概要】

生後４か月までの乳児がいる家庭をあかちゃん訪問員や保健師等が訪問し、保護者の不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行うことで乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図り、必要に応じて継続支援につなげる。

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	942	923	905	885	867
確保方策	942	923	905	885	867
実績	782	－	－	－	－

評価	令和７年度の訪問対応率は、99.1%である。保護者の都合等により訪問できなかった家庭（７世帯）は、令和８年度に入り訪問し、対応済みである。

（６）養育支援訪問事業

【概要】

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、養育に関する相談支援や保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業。

保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とする。

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保方策	20	20	20	20	20
実績	10	－	－	－	－

評価	令和７年度の実績は、見込みに対し50%となっているが、個々のニーズに応じた支援を実施している。

（７）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【概要】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

（単位：件）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		5,568	5,439	5,318	5,181	5,065
確保方策	月間利用件数	5,568	5,439	5,318	5,181	5,065
	実施か所数	8	8	8	8	8
実績	月間利用件数	4,798	－	－	－	－
	実施か所数	8	－	－	－	－

評価	令和７年度は、見込みに対して86%の利用実績となり、前年度（5,227件）比で92%と減少した。主な要因は、出生数の減少に加え、第２子以降の保育料無償化により保育施設に入所する０～２歳児が増えたことにより、子育て支援拠点の利用対象である３歳未満の未就園児が少なくなっていることが考えられる。

（８）一時預かり事業

【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業。

○　幼稚園預かり事業

（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	98,767	96,541	93,361	90,467	88,337
確保方策	98,767	96,541	93,361	90,467	88,337
実績	93,384	－	－	－	－

評価	見込みに対して94％の利用実績となっており、保育を必要とする乳幼児について、一時預かりを提供できた。 ※幼稚園・認定こども園での平日の預かり保育

○　一時預かり事業

（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,614	3,539	4,378	5,208	5,140
確保方策	3,614	3,539	4,378	5,208	5,140
実績	3,331	－	－	－	－

評価	見込みに対して92％の利用実績となった。また、前年度実績2,608人と比較して、保育を必要とするより多くの乳幼児に一時預かりを提供できた。 ※在園児は除く。認可保育園７か所、幼稚園１か所、子育て支援センター１か所で実施

（９）病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【概要】

病児及び病後児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等と保育士が一時的に保育する事業。

（単位：人日）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		5,345	5,177	5,042	4,872	4,713
確保方策	利用人数	5,345	5,177	5,042	4,872	4,713
	実施か所数	6	6	6	6	6
実績	利用人数	7,147	－	－	－	－
	実施か所数	6	－	－	－	－

評価	見込みに対して134%の利用実績となっている。 令和７年７月をもって１施設が閉所したため、令和７年８月以降は実施か所数が５施設となっている。

（10）ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,394	1,350	1,315	1,271	1,229
確保方策	1,394	1,350	1,315	1,271	1,229
実績	1,761	－	－	－	－

評価	見込みに対して126%の利用実績となり、前年度（1,467人）比で120%と大きく増加した。主な活動（利用目的）は、子どもの習い事等の場合の援助である。 会員数についても、令和６年度末時点から104人増え、令和７年度末は1,023人となった（前年度比：依頼会員＋93人、提供会員＋108人、両方会員▲97人）。

（11）妊婦健康診査事業

【概要】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業。

妊娠届出の際に親子健康手帳（母子健康手帳）交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付する。

（単位：回）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象人数	942	923	905	885	867
	健診回数	13,188	12,922	12,670	12,390	12,138
確保方策		実施場所：国内医療機関 実施項目：こども家庭庁が示す健診実施基準に準じる 実施時期：通年				
実績	対象人数	808	－	－	－	－
	健診回数	10,078	－	－	－	－

評価	妊婦１人当たり14回分の健康診査費用を補助している。未受診者に対しては、医療機関と連携し受診勧奨するとともに、安全・安心な出産ができるよう支援している。

（12）産後ケア事業

【概要】

母子保健法の改正（令和元年）により、令和３年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となった。

産後の心身の不調または育児支援を必要とする産後１年未満の養育者と乳児を対象にした宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型の事業。

（単位：人）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		169	166	163	159	156
	宿泊型	27	27	26	25	25
	デイサービス型	45	44	44	43	42
	アウトリーチ型	97	95	93	91	89
確保方策		169	166	163	159	156
実績		152	－	－	－	－
	宿泊型	27	－	－	－	－
	デイサービス型	55	－	－	－	－
	アウトリーチ型	70	－	－	－	－

評価	見込みに対して90%の利用実績となった。 デイサービス型の需要が伸びていることから、令和８年度は、実施事業所（医療機関、助産院）を拡充することで受け入れ先を増やし、より利用しやすい環境を整備する。

（13）妊婦等包括相談支援事業

【概要】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、令和４年度より、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業。

（単位：回）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,826	2,769	2,715	2,655	2,601
確保方策	2,826	2,769	2,715	2,655	2,601
実績	2,338	－	－	－	－

評価	妊娠届出数の減少（前年度比96.3%）に伴い、相談件数も減少（前年度比71.8%）しているが、母子保健と児童福祉が連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を実施している。

（14）子育て世帯訪問支援事業

【概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業。

令和６年４月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなった。

（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保方策	20	20	20	20	20
実績	10	－	－	－	－

評価	令和７年６月から事業を開始し、８月から利用があった。家事支援や育児・養育支援、同行・移送支援などを実施し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを防ぐ支援を実施している。

（15）児童育成支援拠点事業

【概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業。

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保方策	20	20	20	20	20
実績	35	－	－	－	－

評価	令和７年度は、週４日居場所を開設し、年間延べ利用児童数は1,761人（実人数35人）であった。 児童と家庭の支援を実施することで、児童の健全な育成とともに、児童虐待の防止に寄与している。

（16）親子関係形成支援事業

【概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業。

令和６年４月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなった。

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	－	10	10	10	10
確保方策	－	10	10	10	10
実績	－	－	－	－	－

※令和８年度から事業開始予定

評価	令和８年度試行実施に向けて準備した。

（17）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【概要】

生後６か月から満３歳未満で保育所等に通っていないこどもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育所等を柔軟に利用できる事業。「一時預かり事業」との併用が可能。

（単位：人月）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	－	164	162	159	157
確保方策	－	164	162	159	157
実績	－	－	－	－	－

※令和８年度から事業開始

評価	令和７年度は、令和８年４月からの円滑な事業実施に向けた準備を進めた。 令和８年４月から私立保育園等２か所（余裕活用型）で、６月から公立保育園１か所（一般型）で実施している。